

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 字の区域を変更する旨の届出
土地改良区の役員就退任
換地処分をした旨の届出
換地計画の適否の決定
換地計画の決定(三件)
開発行為に関する工事の完了
都市計画事業の認可
- ◇ 正 誤 昭和四十八年二月鳥取県告示第九十八号中訂正

告 示

鳥取県告示第百十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、泊村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和四十八年二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和四十七年四月一日現在の地番による。)
大字園字浜山	大字園字一里浜二三四〇の一八、二三四〇の一九、二三四〇の六九及びこれらと一体をなす国有地並びに大字園字浜山の全域
大字園字一里浜	大字園字一里浜のうち二三四〇の一八、二三四〇の一九、二三四〇の六九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第百十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和四十八年二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大山土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 岡 田 伸 樹 西伯郡大山町中高三六一

坂 田 伊 佐 夫 三五〇の三

監事	坂田清	四二三	岡田芳信	中高三七七
門脇正	平木九九			
大原茂利	所子一二〇			
山根操雄	上野一二六			
松田万喜郎	宋長三〇			
小原増一	唐王六八九			
小原昇	七一九			
瀬川正	清原二八二			
中島瓏	野田二六五			
入江静雄	長田一五〇			
小谷朋史	莊田七三			
深田照夫	妻木四七三			
深田叶	六七六			
金井甚太郎	稻光三〇			
諸遊秋夫	上万三			
山根栄造	平田一三五			
齊木繁	保田一			
種田紀秋	安原一四四			
入江潔	富岡十			
大下茂	淀江町大字今津四〇五			
足立勇一	淀江九八三			
小林利雄	八六五			
田中邦男	大山町安原二七二			
金川豊	稻光六			
諸遊秋夫				
入江静雄				
入江潔				
金井甚太郎				
深田叶				
山根栄造				
小原昇				
大原茂利				
坂田清				
岡田伸樹				
門脇正				
小原増一				
中島瓏				
山根操雄				
坂田伊佐夫				
松田万喜郎				
瀬川正				
理事				

昭和四十七年十一月十四日開催の第一回臨時総代会で役員選挙が行なわれたので、土地改良法第十八条第十三項の規定により昭和四十七年十一月十四日退任

大山土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

西伯郡大山町清原二八二

未長三〇

中高三五〇

上野一二六

野田二六五

唐王六八九

平木九九

中高三六一

四二三

所子一二〇

唐王七一九

平田一三五

妻木六七六

稻光三〇

富岡十

長田一五〇

上万三

齊木 繁 保田一
 種田 紀秋 安原一四四
 小谷 朋史 莊田七三
 深田 照夫 妻木四七三
 小林 利雄 淀江町大字淀江八六五
 足立 勇一 九八三
 大下 茂 今津四〇五
 岡田 芳信 大山町中高三七七
 金川 豊 稲光六
 田中 邦男 安原二七二

昭和四十七年十一月十四日開催の臨時総代会において選挙の結果当選し、
 昭和四十七年十一月二十一日就任 任期四年

邑美土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 西川 威 鳥取市東大路六四

谷澤 利喜郎 中大路七三
 田中 清 西大路一一六
 神戸 実則 久末一七
 岸本 啓治 美和一一一
 福田 博愛 古郡家一二九ノ一
 武田 豊 久末二二二
 河上 幸男 杉崎五九九
 中井 義雄 宮長十五

谷田 春己 馬場一八三
 西尾 迺富 二七八
 山根 玄一 蔵田二三三ノ二
 広岡 弘男 橋本三七
 岡本 善徳 八坂二〇五
 奥田 登 国安九〇ノ七
 懸樋 茂昭 五六四
 尾田 為之 円通寺七四一ノ一
 山本 久藏 馬場二〇八ノ三
 山崎 久雄 中大路六一
 三輪 歌太郎 美和一一四七

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和四十七年
 十一月一日就任 任期第一回総代会まで

大河内土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 牧 利男 倉吉市大河内五〇一ノ三

牧 富男 五四二
 佐々木 尊 四四二
 川福 優 三七四
 佐々木 朋規 四六九ノ一
 牧 昭人 四五七
 佐々木 英明 四〇〇ノ一
 牧 幸人 五二五

大河内土地改良区

就任した役員の仕事及び氏名

理事	牧 富男	倉吉市大河内五四二
〃	牧 利男	五〇一ノ三
〃	佐々木 尊	四四二
〃	川福 優	三七四
〃	佐々木 朋規	四六九ノ一
〃	牧 昭人	四五七
〃	佐々木 英明	四〇〇ノ一
〃	牧 幸人	五二五
〃	古林 一郎	四八四
〃	佐々木 庄太郎	四三一
監事	牧 義男	五二三
〃	石兼 健之助	四三〇

昭和四十七年三月二十五日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、昭和四十七年四月一日就任 任期三年

湖山町瀬土地改良区

退任した役員の仕事及び氏名

理事	船越 作十郎	鳥取市湖山町二八三一番地
〃	川崎 瑞啓	四五三
〃	松下 壽晴	二四五八
〃	村上 長太郎	四四三
〃	中川 吉太郎	六一三
〃	上田 壽太郎	二六八六番地の二
〃	田中 鉄治	一三六四の二
〃	影井 秀雄	六二四番地
監事	星見 重蔵	三〇三八
〃	川口 兼男	五一四
〃	影井 辰之助	一五〇
〃	前田 建蔵	五九三

任期満了により退任

湖山町瀬土地改良区

就任した役員の仕事及び氏名

理事	星見 重蔵	鳥取市湖山町三〇三八番地
〃	田中 鉄治	一三六四番地の二
〃	田中正夫	四六〇番地
〃	山下 末吉	一六二二
〃	川口 実	六一四
〃	船越 友敬	二八三五

上田吉明	二六八六
村上輝明	四五五〇
監事 前田健蔵	五九三〇
影井辰之助	一五一〇
松下伸三	五一四〇
太田一壽	二四七〇

昭和四十七年四月一日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、昭和四十七年四月十日就任 任期二年

鳥取県告示第百十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、泊地区土地改良事業共同施行代表者森義雄から東伯郡泊村大字園六百六十六番地森義雄ほか四十四人の者が行なう土地改良事業に係る東伯郡泊村泊地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百二十号

昭和四十七年十二月二十五日付で倉吉市鴨河内二六二三番地衣笠清市ほか十二人の者から申請のあつた倉吉市鴨河内生竹地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項におい

て準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ

鳥取県告示第百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、会見地区第二工区區宮ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公示する。

昭和四十八年二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申立て

この換地計画に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの土地又は物件に関し権利を有する者は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内を知事に申し立てること。

鳥取県告示第百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、湖山砂丘地区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公示する。

昭和四十八年二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申立て

この換地計画に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの土地又は物件に関し権利を有する者は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内を知事に申し立てること。

鳥取県告示第百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、会見地区第五工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公示する。

昭和四十八年二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申立て

この換地計画に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者それらの土地、又は物件に関し権利を有する者は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内を知事に申し立てること。

鳥取県告示第百二十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十七年十月五日 鳥取県指令受米土総第九百六十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字大沢十二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

出雲市今市町六三一

有限会社 日野建材店

代表取締役 日野理造

鳥取県告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画下水道事業 桜川都市下水道

三 事業施行期間

昭和四十八年二月十三日から昭和五十年三月三十一日まで

四 事業地

倉吉市字塚町一丁目、荒神町、四ッ筋、西荒尾、二葉山、殿屋敷、桜谷及び宮ノ峰地内

正 誤

昭和四十八年二月鳥取県告示第九十八号（保安林の皆伐による立木の伐採につき許可すべき面積の限度について）中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁	段	誤	正
一	下	一九五・六九	一一九五・六九